

令和8年度

上富良野町住宅新築補助制度（概要版）

受付・問合せ先

上富良野町 建設水道課建築施設班

TEL 0167-45-6981(直通)・FAX 0167-45-5362

mail kensui@town.kamifurano.lg.jp

■補助制度の目的

上富良野町内に住宅を新築する建築主に対し、予算の範囲内で工事費の一部を補助することにより、住宅取得に伴う負担の軽減、移住及び定住の後押し、地域経済の活性化、道産材の流通拡大、ゼロカーボンシティの実現並びに空き家及び空き地の抑制等、裾野の広い支援を行うことを目的とします。

■受付期間

4月1日から10月30日までを受付期間とします。

原則として交付申請時において、工事に着手している場合は補助の対象となりません。

ただし、令和8年度事業に限り、令和8年1月1日から交付申請の前までに工事請負契約を締結したもののについては、工事に着手している場合であっても、申請することができます。

※着手とは、根切り工事または基礎杭打ち工事の着手をいいます。

■対象となる方（人的要件）

次のすべてに該当する建築主（個人）が対象です。

- ・交付対象者及び当該交付対象者同一の世帯に属する者の全員が、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号）第2条第3号に規定する滞納者でないこと。
- ・上富良野町暴力団排除の推進に関する条例（平成24年上富良野町条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
- ・破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

■対象となる住宅（物件要件）

次のすべてに該当する住宅の新築が対象です。

- ・町内に建築する専用住宅又は併用住宅であること
 - ・一戸建て住宅であって、注文住宅の新築であること
 - ・住宅部分の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以内であること
 - ・工事施工者と工事請負契約を締結していること
 - ・補助事業が完了した日から30日以内、又は交付申請を行う会計年度の3月14日のいずれか早い日までに、要綱第11条に規定する上富良野町住宅新築補助事業完了届（別記様式第7号）を提出できること
- ※土日祝日の場合は、その前の平日が締め切りとなります。

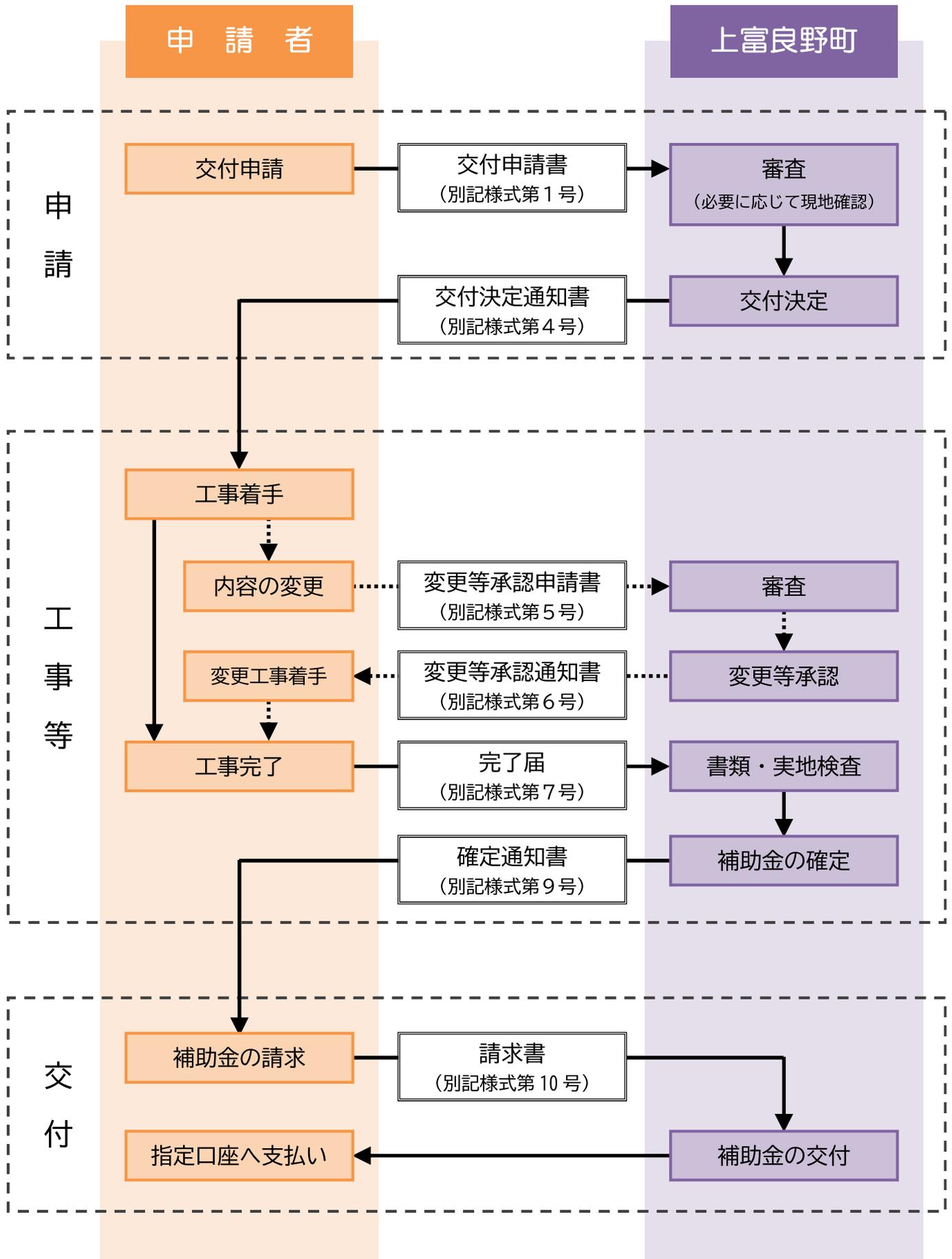
■工事施工者の（契約の相手）の条件	
工事施工者の条件	建築一式工事の建設業許可を有する者

■同一申請者への補助	
補助の回数	本要綱における同一申請者への補助は、1回限りとします。

■補助の内容	
補助額の上限	1戸あたり200万円 ただし、北方型住宅加算を使用する場合は1戸あたり245万円
1. 住宅の新築（基本額）	
条件	対象となる住宅に掲げる物件要件を満たすこと
補助額	1戸あたり100万円
2. 町内工事施工者加算	
条件	町内に主たる事業所を有する者と工事請負契約を締結していること
補助額	1戸あたり40万円
3. 子育て世帯加算	
条件	子育て世帯の世帯主が建築主であること ※子育て世帯とは、交付申請を行う年度の4月1日時点において、18歳未満の子と同居し、養育している世帯をいう。
補助額	1戸あたり40万円
4. 若者世帯加算	
条件	若者世帯の世帯主が建築主であること ※若者世帯とは、交付申請を行う年度の4月1日時点において、建築主又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいずれかが40歳未満である世帯をいう。
補助額	1戸あたり40万円
5. 道産材加算	
条件	住宅に使用する木材の総量の2分の1以上に、北海道内で産出された木材（以下「道産材」という。）を使用するものであること
補助額	1戸あたり40万円
6. 北方型住宅加算	
条件	次の各号のすべてに該当するものとする。 ・北方型住宅基準における「北方型住宅ZERO」の性能を満たすこと ・完成見学会を2日以上実施でき、実績報告書を提出できること ・申請を行う会計年度の2月14日までに完了届を提出できること ※土日祝日の場合は、その前の平日が締め切りとなります。
補助額	1戸あたり45万円

※3. 子育て世帯加算と4. 若者世帯加算を併用することは出来ません。

■補助金交付申請の流れ



■手続きに必要な書類

1. 補助金の交付申請時	
(1) 補助金交付申請書	様式第1号
(2) 各種公的支給等に関する申出書	様式第2号 ※該当する場合のみ
(3) 誓約書兼同意書	様式第3号
(4) 工事請負契約書の写し	
(5) 建築基準法に基づく確認済証の写し	申請者と建築主が同じであることを確認します。 建築確認が不要な地域に建築する場合は、建築工事届の写しでもよい。
(6) 設計図面	配置図、平面図、立面図
(7) 積算見積書	住宅の建設工事費用が明確にわかるもので、対象外部分を含む場合は、対象部分と明確に区分して記載し共通経費は按分して計上されていること。
(8) 写真	着手前の敷地の状況がわかるもの
(9) 加算に応じて必要な書類	子育て世帯加算：住民票（世帯票） 若者世帯加算：住民票（世帯票） 道産材加算：道産材を使用することが確認できる書類の写し 北方型住宅加算：北方型住宅基本性能確認証の写し
(10) その他町長が必要と認めるもの	

2. 工事等の完了時	
(1) 完了届	様式第7号
(2) 写真	工事の施工中及び完成後の状況がわかるもの 申請時に添付した写真と同一の方向から撮影し、工事の前後を対比できるもの
(3) 請求書の写し	工事施工者が発行した工事代金等請求書の写し
(4) 建築基準法に基づく検査済証の写し	建築確認が不要な住宅を新築した場合は、不動産登記法に基づく建物登記事項証明書の写し
(5) 住民票(世帯票)	交付対象者及び当該交付対象者と同一の世帯に属する者の居跡を確認します。
(6) 加算に応じて必要な書類	道産材加算：道産材を使用したことが確認できる書類の写し 北方型住宅加算：完成見学会実施報告書
(7) その他町長が必要と認めるもの	

3. 補助金の請求時	
(1) 請求書	様式第10号